



| | |
|------------|---|
| Title | 1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」に係る調査関連文書No.1(54 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222236) |
| Author(s) | - |
| Citation | 平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6437 CD・DVD番号 : H22-013 |
| Issue Date | |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43894 |
| Rights | 外務省外交史料館所蔵資料 |

54

沖繩返還問題（ボックマン・スミス案）

四三三 大庄次郎と佐野

大庄次郎の返還に着手、佐野次郎の返還の是非（「日本経済」）

四四、四、二二
米 局 長

1. 佐野
2. 大庄

秘 限
無 期
8 部 の 内
3 号

今日アジアには三つの分裂国家が存在し、自由陣営側に立つ
それぞれ政府は、米国の強力な支持を得てその独立と外部か
らの干渉排除のための戦を続けている。このような不安定な環境
の下にアジアにおける力の均衡が成立している。アジアの自由
諸国の安全と繁栄はもとより第一義的にはそれぞれの国家の責
任であるが、このような環境の中にあつては、これら諸国の安
全と繁栄は米国のアジア政策と無関係に考えることはできない。
戦後の日本は日米安保条約によつてその安全を確保されつ

今日の地歩を確立することができた。安保条約が戦後の極東情
勢の変遷を通じ、日本を含む極東の安全のため重要な使命を果
してきたことは事実により実証されているし、日本国民大多数
もこの条約を支持している。日本政府は一九七〇年以降におい
ても安保条約を堅持する方針であり、米國政府も同様に考える
ことを期待する。

一方わが国においては、今なお、ともすれば大國アメリカか
ら常に何かを押し付けられているのではないかと言ふ気持と、こ
れと平行して米國の國際的協力を当り前のこととして受取る考
え方が存するよりに思われる。対米關係におけるこのよきな見
方を是正しつゝ、日本の國力の増進に伴い、アジアの先進國と

對米不信の萌芽はもとより

してこれに適しい国際的責任を果して行くことが当面の日本政府の責務である。而して日本はアジアにおいて直接軍事的に参与することを困難とする事情があるだけに、アジアの安全と繁栄に参与するためには、逐次国際政治的な責任を分担すると共に、特に経済開発の分野において積極的に貢献したいと考え、既にその姿勢を明らかにしつつある。

三 日本政府は、このような基本的立場に立つて米政府と緊密に協力して行きたいと考えるものであるが、戦後四半世紀を経たる今日、日米間において常に問題となるのは沖縄の問題である。沖縄の施政権返還問題は、太平洋戦争に絡んで日米間に残

された最後の大きな問題であり、日本政府としては、すみやかに施政権の全面返還を実施し、将来にわたり日米双方に満足しうる解決を図る必要があると強く考えている。而して沖縄返還は、日米両国間の政治的案件であるのみならず、日本を含む極東地域全体の安全保障に関係するところである。従つてこの問題は、今後のアジア情勢の長期的展望に立脚し、アジアの安定と繁栄に参与しうるより広範な分野に亘つて日米両国の友好信頼関係の上に十分な検討を怠らなければならぬところである。

四 沖縄問題については、すでに久しく日米両政府間において話合われてきた。日本国民にとつて、その領土の一部が久しきにわたつて外国の統治下におかれてゐるといふ事態は、その経緯

や客観情勢がいかにあるうとも、これ以上耐ええざるところである。この事態を一日も早く正常の姿に復することは、日米友好関係の阻害要因を除去し、相互の協力関係を強化するため是非必要である。幸いに一九六七年十一月の佐藤総理とジョンソン大統領の会談において、「日米両国政府が、沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に、沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうこと」に合意が見られたことは、米国側においても沖縄問題の本質をよく洞察理解し、沖縄住民を合意日本国民の四半世紀にわたる返還への念願を結実させることにより、日米友好協力関係を不動の基盤に乗せ、ひいては一九七〇年代以降のアジアの長期的安定を招来せしめんとする

えい知と勇断の結果であると考える。

もとより今日ヴェトナム戦争が続いており、この戦争目的達成のため多大の犠牲を払っている米国として、沖縄問題解決の促進を困難とする事情もあるうことは察するに難くない。しかしながら、右共同声明より二年の歳月を迎えんとして、日本国内及び沖縄現地においては、施政権返還の要望は日を追って高まっている。而して本年末には総理大臣と大統領の会談が予定されているところ、この会談の機会に沖縄返還問題について具体的結論をえ、もつて施政権返還を現実の日程に乗せることこそ、日本の保守党政権下の政局の安定に大きく寄与するとも、今後の日米関係を安泰ならしめるゆえんであると考える

ものである。

再、今後の米國政府との話し合いにおいて日本政府の期待するところは次のとおりである。

(1) 返還の時期

施政権返還の原則については、一昨年の日米会談において確認されたところであるが、既述のごとく、返還はすみやかに実現することが望ましい。他方、その具体化には現実に調整処理を要する幾多の問題がある。よつて日本政府としては、これらの問題についての話し合いを進め、遅くとも一九七二年中に米國が平和条約第三条に基づき沖繩に関して有する権利を放棄し、沖繩の日本復帰が実現することを期待している。

(2) 返還の条件

日本政府は、沖繩にある米軍が日本を含む極東の自由諸國の平和と安全のため、必要な役割りを果たしていることを認識しており、その故に施政権返還後の沖繩にも、米軍基地が存続することを期待している。而して施政権返還とともに沖繩は本土と均しく日本政府の施政権下におかれることとなるから、返還後に沖繩に存続すべき米軍基地については、施政権返還と同時に安保条約及びこれに関連する諸取決めがそのまま適用されるべきであるを考へる。

又、施政権返還後においては、沖繩自体の防衛について日本政府がその責任を負ふべきことはもとよりであり、返還の暁は日本

の自衛隊が所在米軍との緊密な協力の下に沖縄局地防衛の役割を果すべく、日本政府において十分その準備検討を行なつてゐる。

（日本本土及び沖縄を併せ二作とした場合）

日本政府は、返還後存続すべき米軍の施設区域が、安保条約の目的に則して有効にその機能を發揮できるよりにすべき政治的責任を引受けることとなる。特に朝鮮半島等日本周辺地域の安全のため、米軍の施設区域使用の重要性は十分認識している。したがつて返還後において沖縄に存続する米軍基地に安保条約及びこれに関連する諸取決めが適用されることとなつた場合、日本を含む極東の自由諸国の利益のため、米軍の抑止力としての機能が不当に低下するよきなことがあつてはならない。

同時に、日本政府がこのよきな政治的責任を果すためには、日本の国民世論、特に沖縄住民の理解と支持をうる事が重要であり、この見地からすれば、日本政府としては、沖縄返還に際して安保条約及びその関連諸取決め自体を修正するよきな取決めを暫らうことは避けなければならぬと考えるものである。ゆえに、日本政府は、沖縄返還問題の処理に当り、ゆ核に対する特殊の強い国民感情、ゆ主権国家として自由領土よりする戦闘作戦行動には当然協議を受けなくてはならないとの認識、及びゆ返還後の沖縄は本土と差別されるべきではないとの心情、を十分認識し、これら諸点に関する日本本土及び沖縄の政治的実情を尊重せずしては国民世論の支持と理解をうる事ができ

す、従つて日本政府の意図する在沖縄施設区域の有効なる機能發揮を確保し難き結果となるのを憂ふるものである。

六 このよりにして、軍事的要請と日本及び沖縄現地の諸条件をいかに両立せしめるかが、沖縄返還問題解決の前提であると考えらるが、この見地より次の三点について米國政府との間に検討を進めたい。

(イ) 日本政府としては、返還後の沖縄に核兵器の常時配置を容認することは困難であると認めざるをえない。よつて、もし現に核兵器が配置されているとすればこれを施政権返還實現の時までに撤去し、返還後は核兵器持込みは事前協議の対象とする。

(ロ) 返還後の沖縄の米軍施設区域を戦闘作戦行動のために使用することは事前協議の対象とする。この問題を検討するためには、予想しうる戦闘作戦行動のための使用の可能性について日米間で検討する。

一〇 以上のほか三十五年間におたる米國の施政よりの切りかえに當り、立法、司法、行政の全分野にわたり、沖縄住民の民生に及ぼす影響を最少限度に止め、その福祉をできる限り向上せしめる必要があり、また返還後の地位協定に基づく施設区域の提供に當り、その画定、公益事業の引継ぎ、道路の管理等々幾多の具体的問題について調整を要するので、今後日米両政府間においてあらかじめ十分検討と準備を行ない、必要に応じて既存

○日米協議機関等を改正の上活用して行くことが考えられる。
返還前の時期における沖縄現地民心を安定させ、返還が円滑に
実施されることを確保する上からも、これらの点につきその大
筋を明確にすることが必要と認められる。